居宅介護支援　重要事項説明書

１ 事業者

（１）　法人名　　社会福祉法人　双海夕なぎ会
（２）　法人所在地　　愛媛県伊予市双海町上灘甲５２６９－１
（３）　電話番号　　０８９－９８６－００５５
（４）　代表者氏名　　理事長　亀岡　幹児
（５）　設立年月　　平成９年７月 24 日

２ 事業所の概要

（１）　事業所の種類　　指定居宅介護支援事業所・平成 11 年９月 24 日指定
愛媛県３８７３５０００３１号
（２）　事業の目的　　指定居宅介護支援は、介護保険法令に従い、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
（３）　事業所の名称　　居宅介護支援事業所双海夕なぎ荘
（４）　事業所の所在地　　愛媛県伊予市双海町上灘甲５２６９－１
（５）　電話番号　　０８９－９８６－０１３１
（６）　管理者氏名　　橋本　好弘
（７）　運営方針

① 指定居宅介護支援事業所は、その契約者が要介護状態となった場合においても、その契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するとともに、契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、契約者の選択にもとづき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

② 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たってはその契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って、契約者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

③ 事業所の職員は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

（８）　開設年月日　　平成 11 年 10 月１日
（９）　通常の事業の実施区域　　伊予市全域
（10）　営業日及び営業時間
①　営業日　　月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12 月 31 日から１月３日までを除く。
②　　営業時間　　午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。但し、電話等により 24 時間常時連絡体制が可能な体制とする。

３ 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

介護支援専門員（管理者兼務）　１名
介護支援専門員　　１名以上

４ 当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）　サービスの内容
①　居宅サービス計画の作成
ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して居宅サービス計画を作成します。
（居宅サービス計画の作成の流れ）
ア　事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
イ　居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者又はそのご家族等に対して提供して、ご利用者にサービスの選択を求めます。
ウ　ご利用者の居宅を訪問して、ご利用者及びご家族に面接して情報を収集し、支援する上で解決すべき課題を把握します。
エ　介護支援専門員は、ご利用者及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
オ　介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご利用者及びそのご家族等に対して説明し、ご利用者の同

意を得た上で決定するものとします。

・ご利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能であること、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所の選定理由を求めることができるものとします。
・事業者は前六月間の居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護が位置づけられた居宅サービス計画の割合および同一の居宅サービス事業者が占める割合を求めに応じて説明するものとします。
・ご利用者が病院又は診療所に入院する必要性が生じた場合は、担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようご利用者又はそのご家族に事前に協力を求めるものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与
・ご利用者及びそのご家族等、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
・その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

③ 居宅サービス計画の変更
ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設等への紹介
ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

（2）サービス利用料金
居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法廷代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。
但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金

の全額をいったんお支払い頂くことがあります。

① 基本料金

区分	取扱い件数	要介護１・２	要介護３・４・５
ⅰ	５０件未満	１０，８６０円／月	１４，１１０円／月
ⅱ	５０件以上６０件未満	５，２７０円／月	６，８３０円／月
ⅲ	６０件以上	３，１６０円／月	４，１００円／月

② 加算

加算内容	要介護１・２・３・４・５
初回加算	３，０００円／月
入院時情報連携加算Ⅰ	２，５００円／月
入院時情報連携加算Ⅱ	２，０００円／月
退院・退所時加算Ⅰ	４，５００円／回　６，０００円／回
退院・退所時加算Ⅱ	６，０００円／回　７，５００円／回
退院・退所時加算Ⅲ	９，０００円／回
通院時情報連携加算	５００円／月
緊急時等居宅カンファレンス加算	２，０００円／回
ターミナルケアマネジメント加算	４，０００円／月
高齢者虐待防止措置未実施減算	－１／１００
業務継続計画未策定減算	－１／１００
同一建物の利用者に支援を行う場合	×９５／１００
運営基準減算	×５０／１００
特定事業所集中減算	－２，０００円／月
介護職員等処遇改善加算	総単位数に２．１％を乗じた単位数

③ 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

ア 通常の実施地域を越えた地点から片道おおむね１５ｋｍ未満　　無料

イ 通常の実施地域を越えた地点から片道おおむね１５ｋｍ以上の場合

２ｋｍにつき　１００円

５ 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置します。
（２）虐待防止に関する担当者を配置します。（担当者）　管理者　橋本 好弘
（３）従業者に対する研修を実施します。
（４）従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

６ 秘密保持義務について

（１）当事業所の職員は正当な理由がない限り、業務上知り得たご契約者及びそのご家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は職員の退職後及び本契約の終了した後も継続します。
（２）サービス担当者会議等、ご契約者に係る他の事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、あらかじめご契約者及びそのご家族の同意を文書により得た上で個人情報を用いることができるものとします。

７ 事故発生時の対応について

当事業所業務の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご契約者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、事故の状況および事故に際して採った処置について記録をします。

８ 損害賠償について

当法人が加入しております保険により対応させていただきます。

９ 苦情の受付について

当事業者に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。受け付けた苦情に対しては内容を確認し、解決に向けて誠意をもって迅速に対応させて頂きます。

〒７９９－３２０２　伊予市双海町上灘甲５２６９番地１
ＴＥＬ（０８９）９８６－００５５　　ＦＡＸ（０８９）９８６－０３８８
○苦情受付窓口（担当者）　　管理者　　橋本　好弘
○苦情解決責任者　　施設長　　西本　直樹
○受付時間　　月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12 月 30 日から１月３日までを除く。
午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。
双海夕なぎ会第三者委員
水本　説男　　ＴＥＬ（０８９）９８６－０８８２
小野　加代　　ＴＥＬ（０８９）９８７－０１６２

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が上記時間帯に受け付けます。また、ご意見（苦情受付）箱を施設内に設置しています。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア．第三者委員による苦情内容の確認

イ．第三者委員による解決案の調整、助言

ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認

以下の窓口においても苦情を受け付けています。

伊予市　長寿介護課　介護保険担当

〒７９９－３１９３　伊予市米湊８２０番地

ＴＥＬ（０８９）９８２－１１１１　　ＦＡＸ（０８９）９８３－３６８１

国民健康保険団体連合会

〒７９１－８５５０　松山市高岡町１０１番地１

ＴＥＬ（０８９）９６８－８７００　　ＦＡＸ（０８９）９６８－８７１７

居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

指定居宅介護支援事業所双海夕なぎ荘

説明者職名　　介護支援専門員　　氏名　　印